

事業番号										0670	
平成 2 9 年度行政事業レビューシート (厚生労働省)											
事業名	児童扶養手当			担当部局庁	子ども家庭局			作成責任者			
事業開始年度	昭和 3 6 年度	事業終了 (予定) 年度	終了予定なし	担当課室	家庭福祉課			成松 英範			
会計区分	一般会計										
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	児童扶養手当法第21条			関係する計画、 通知等	少子化社会対策大綱(平成27年3月閣議決定)						
主要政策・施策	少子化社会対策			主要経費	社会保障						
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度以 内)	離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、「児童扶養手当法」に基づき、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。										
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童(障害児の場合は20歳未満)を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者に対して手当を支給。 ○実施主体:都道府県、市、福祉事務所設置町村 ○補助率:1／3										
実施方法	負担										
予算額・ 執行額 (単位:百万円)			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求				
	予算 の状 況	当初予算	173,614	171,787	174,566	178,393	174,204				
		補正予算	-	-	-	-					
		前年度から繰越し	-	-	-	-					
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-					
		予備費等	-	-	-	-					
	計		173,614	171,787	174,566	178,393	174,204				
	執行額		165,679	164,455	164,358						
	執行率 (%)		95%	96%	94%						
	当初予算+補正予算に対す る執行額の割合 (%)		95%	96%	94%						
平成29・30年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目		29年度当初予算	30年度要求	主な増減理由						
	児童扶養手当給付費負担金		178,375	174,192	平成29年度予算に比べ、受給者数の減少が見込まれるため。						
	児童扶養手当給付費		18	12							
	-		-	-							
	-		-	-							
	-		-	-							
	計		178,393	174,204							
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標		成果指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
	-		成果実績	-	-	-	-	-	-		
			目標値	-	-	-	-	-	-		
			達成度	%	-	-	-	-	-		
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	-										

定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標			定量的な目標が設定できない理由							定性的な成果目標と26～28年度の達成状況・実績					
				児童扶養手当は、離婚等によってひとり親となった家庭の児童について、支給要件を満たす場合に支給するものであるため、支給対象者がいれば必ず支給することとなる経費であり、目標値の設定にはなじまない。			ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童扶養手当を支給することにより児童の福祉の増進をはかること。 受給者数は、離婚や死別等家庭内の要因が大きく反映されるため、受給者数に増減があるが、不足することのないよう必要な所要額について予算を確保し、都道府県等が支給に要する費用の1／3を負担することにより、児童福祉の増進に資することとしている。									
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績			代替目標		代替指標			単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 － 年度	目標最終年度 29 年度		
	手当の支給要件を満たす者を適正に認定し、手当の支給を行うこと。			地方厚生局が指導監督を行った自治体（都道府県、市、福祉事務所設置町村）の数		実績	箇所	122	121	124	－	－				
					目標値	－	－	－	－	－	－	－	－			
					達成度	%	－	－	－	－	－	－	－			
活動指標及び活動実績（アウトプット）		活動指標				単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込		30年度活動見込				
		児童扶養手当受給者数（当該年度の3月末現在）			活動実績	人	1,058,663	1,037,724	精査中	－		－				
					当初見込み	人	1,138,897	1,111,648	1,086,215	－		－				
単位当たりコスト		算出根拠				単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込						
		単位あたりコスト＝児童扶養手当の法定月額41,140（児童扶養手当法第5条1項、第5条の2、児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律第1項、第2項） X: 円、Y: 月			単位当たりコスト	円／月	41,020	42,000	42,330	42,290						
					計算式	X/Y	法定月額／月	法定月額／月	法定月額／月	法定月額／月						
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策評価	政策評価	政策	ひとり親家庭の自立を図ること（Ⅵ－5）												
			施策	ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること（Ⅵ－5－1）												
			測定指標	定量的指標				単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 － 年度	目標年度 － 年度			
							実績値	－	－	－	－	－	－			
							目標値	－	－	－	－	－	－			
				定性的指標		目標		目標年度	施策の進捗状況（目標）							
						－										
						施策の進捗状況（実績）										
						－										
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係															
	本施策は、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費確保策とあわせ、総合的な施策を実施することにより、ひとり親家庭の自立支援の推進に寄与している。															
	経済・財政再生アクション・プログラム	改革項目	分野:	－												
		（第一階層）KPI	KPI（第一階層）				単位	計画開始時 － 年度	28年度	29年度	中間目標 － 年度	目標最終年度 － 年度				
						成果実績	－	－	－	－	－	－				
			目標値	－	－	－	－	－	－							
			達成度	%	－	－	－	－	－							
（第二階層）KPI		KPI（第二階層）				単位	計画開始時 － 年度	28年度	29年度	中間目標 － 年度	目標最終年度 － 年度					
					成果実績	－	－	－	－	－	－					
					目標値	－	－	－	－	－	－					
				達成度	%	－	－	－	－	－						
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係																
－																

事業所管部局による点検・改善				
	項 目		評 価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童扶養手当を支給することにより児童の福祉の増進をはかることを目的として行われる事業であって、約107万世帯(平成26年3月末現在)の母子家庭等に支給しており、広く国民のニーズが認められる事業である。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	児童扶養手当は本来国が実施すべき事業として制度創設されており、手当の支給要件を満たす者に対し適切な支給決定がされるよう国においてその適切な処理を確保する必要があるため。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	児童扶養手当法で定められている福祉制度であり、ひとり親家庭等の児童の福祉の増進という政策目的達成に向けて、優先度の高い事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	児童扶養手当法に基づき、都道府県・市・福祉事務所設置町村において、法に定める支給要件を満たす受給資格者に手当を支給している。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。		無	
	競争性のない随意契約となったものはないか。		無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	児童扶養手当法に基づき国が1/3、都道府県等が2/3を負担するものであり、適正なものである。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	児童扶養手当の月額については、母子福祉年金や老齢福祉年金等との均衡や物価変動等の要素を踏まえて決定されており、妥当である。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○	児童扶養手当法に基づき国が1/3、都道府県等が2/3を負担するものであり、合理的なものである。
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	児童扶養手当法に基づき、手当が児童の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給されており、事業目的に即し真に必要なものに限定されている。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。		-	-	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		○	例年120程度の自治体に、地方厚生局が監査を行い、手当の支給要件を満たす者を適正に認定しており、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与している。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	執行率及び活動実績率ともに9割を超えているため、実績見込みに見合ったものである。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	特別児童扶養手当等給付は、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、地方公共団体が障害児(者)及び、障害児を監護又は養育する父母等に対して受給資格の認定等を行い、当該受給資格者に対し特別児童扶養手当等を支給するもの。児童扶養手当とは事業内容等が異なっており、適切な役割分担がなされている。
	所管府省名	事業番号	事業名	
	厚生労働省	0735	特別児童扶養手当等給付	
点検・改善結果	点検結果	受給者数や受給要件別の内訳数など、施策を実施する上での基本的なデータについては福祉行政報告例により把握しており、受給者数は、離婚や死別等家庭内の要因が大きく反映されるため、受給者数に増減があるが、毎年100万人以上に支給されている。また、各自治体における支給事務については、地方厚生局において監査等を実施することにより適切な事務執行について指導等を行っており、例年120程度の自治体への指導監査を実施している。児童扶養手当制度は、離婚によるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童福祉の推進を図ることを目的とするものであり、引き続き本事業は必要である。		
	改善の方向性	引き続き福祉行政報告例により、受給者数等の施策の実施上必要なデータを把握し、手当を必要とする受給者に対して適切に手当が支給されるよう運用していく。		

外部有識者の所見

点検対象外

行政事業レビュー推進チームの所見

現状通り

点検結果も妥当であり、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に必要な事業であることから、引き続き必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

現状通り

—

備考

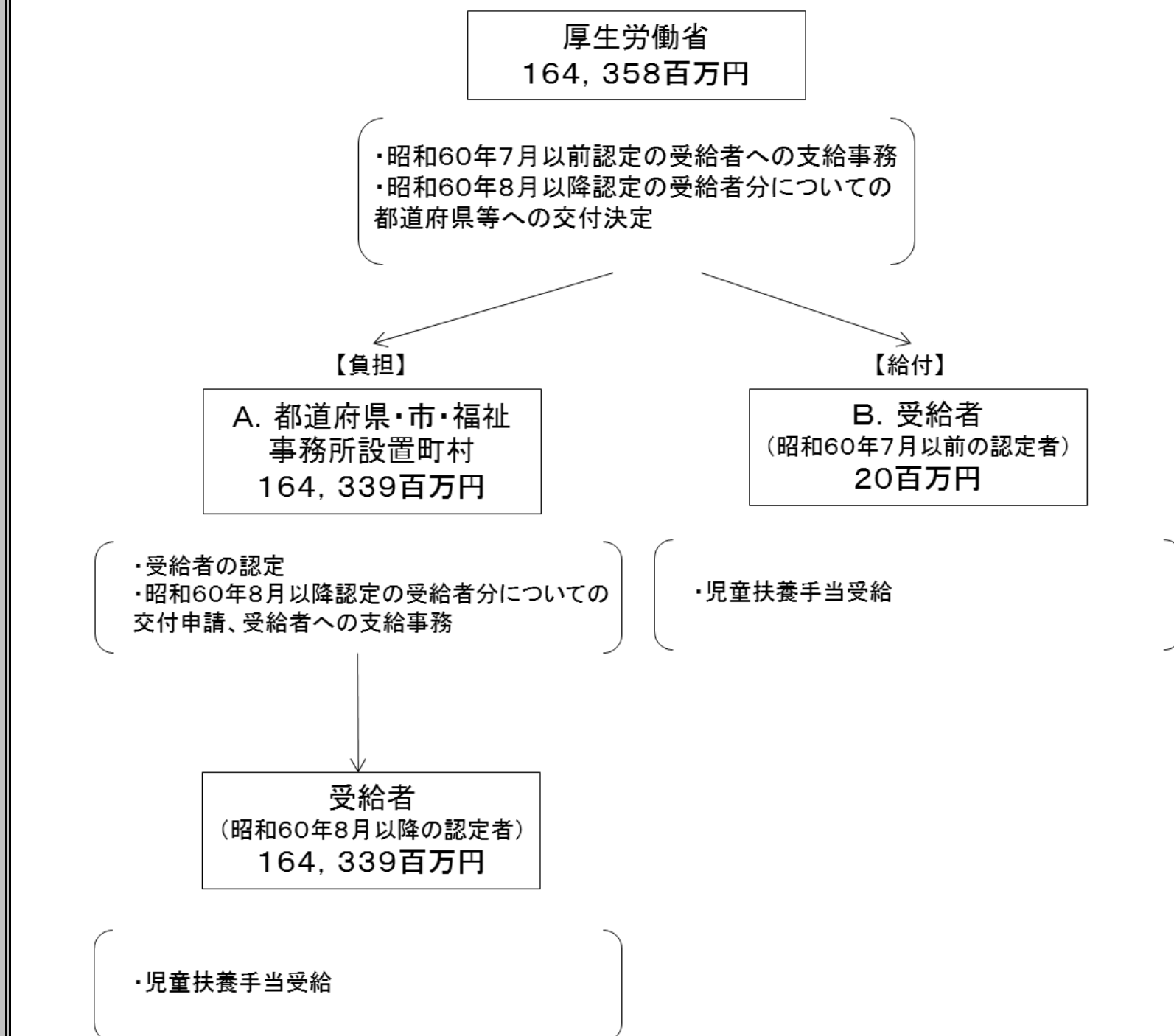
本事業については、予算科目上、児童扶養手当給付費負担金(昭和60年以降に認定された受給者分)と児童扶養手当給付費(昭和60年以前に認定された受給者分)に分かれているが、どちらも児童扶養手当法に基づき、同目的・金額で支給されるものであるため、同一のシートに記載している。

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	413	平成23年度	372	平成24年度	320		
平成25年度	683	平成26年度	686	平成27年度	700		
平成28年度	669						

※平成28年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)



費目・使途 （「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と使途 の双方で実情が 分かるように記 載）	A.大阪市			B.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	児童扶養手当 給付費負担金	児童扶養手当として	4,992			
	計		4,992	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	大阪市	6000020271004	児童扶養手当として(負担)	4,992	その他	-	-	—
2	札幌市	9000020011002	児童扶養手当として(負担)	3,254	その他	-	-	—
3	横浜市	3000020141003	児童扶養手当として(負担)	3,226	その他	-	-	—
4	名古屋市	3000020231002	児童扶養手当として(負担)	2,684	その他	-	-	—
5	福岡市	3000020401307	児童扶養手当として(負担)	2,455	その他	-	-	—
6	京都市	2000020261009	児童扶養手当として(負担)	2,127	その他	-	-	—
7	神戸市	9000020281000	児童扶養手当として(負担)	2,079	その他	-	-	—
8	北九州市	8000020401005	児童扶養手当として(負担)	1,776	その他	-	-	—
9	広島市	9000020341002	児童扶養手当として(負担)	1,535	その他	-	-	—
10	北海道	7000020010006	児童扶養手当として(負担)	1,468	その他	-	-	—

B

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	個人A	-	児童扶養手当として(給付)	0.6	その他	-	-	—
2	個人B	-	児童扶養手当として(給付)	0.6	その他	-	-	—
3	個人C	-	児童扶養手当として(給付)	0.6	その他	-	-	—
4	個人D	-	児童扶養手当として(給付)	0.6	その他	-	-	—
5	個人E	-	児童扶養手当として(給付)	0.6	その他	-	-	—
6	個人F	-	児童扶養手当として(給付)	0.5	その他	-	-	—
7	個人G	-	児童扶養手当として(給付)	0.5	その他	-	-	—
8	個人H	-	児童扶養手当として(給付)	0.5	その他	-	-	—
9	個人I	-	児童扶養手当として(給付)	0.5	その他	-	-	—
10	個人J	-	児童扶養手当として(給付)	0.5	その他	-	-	—

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック 名	契 約 先	法 人 番 号	業 務 概 要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者 数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1		-	-	-	-		-	-	-